samukawa

令和8年度

保育所等入所案内

● 最後まで読んでから、お申込みください ●

● 申込み締切日 ●

入所希望月の前々月末日（土日祝日の場合は直後の平日）

※ ただし、**４月入所申込みについての締切は異なります。**

※ 各月の受付期間はＰＩに掲載しています。

※ 町外の認可保育所等の申込みは、**所在する市区町村が指定する締切日の１週間前までに保育幼稚園課へご提出ください。**転出を伴う場合は、転出先の市区町村へ直接提出となる場合があるため、詳しくは転出先市区町村へ確認ください。

● 保育所等入所申込書の有効期間 ●

入所希望月を含めた年度末まで

※翌年度も引き続き入所を希望する場合には、再度、提出が必要です。

保育幼稚園課　保育幼稚園担当

寒川町

・・・もくじ・・・

１．	入所申込書受付期間	１
２．	保育所ってどんなところ？	２
３．	寒川町保育所等・幼稚園マップ	３
４．	給付認定について	８
５．	申込みから入所までの流れ	１０
６．	入所要件について	１１
７．	申込みにあたり確認していただきたいこと	１２
８．	令和８年４月入所申込みについて	１３
９．	申込みに必要な書類	１４
１０．	町外にお住いの方の申込みについて	１６
１１．	申請後・承諾決定後の注意事項について	１７
１２．	保育料について	１８
１３．	利用者負担金（保育料）について	２０
１４．	保育料の支払い方法について	２２
１５．	給食費について	２３
１６．	副食費の免除について	２３
１７．	よくある質問	２４
１８．	入所基準について	３２

令和８年（2026年）４月１日時点の年齢で申込みクラスが決まります。
保育所等のクラスは学年齢で分けられておりますので、**年度の途中でお誕生日が来てもクラスは変わりません**。

《令和8年度　年齢早見表》

学年齢（クラス）	生　年　月　日
０歳児	令和７年(２０２５年)４月２日～令和８年(２０２６年)４月１日
１歳児	令和６年(２０２４年)４月２日～令和７年(２０２５年)４月１日
２歳児	令和５年(２０２３年)４月２日～令和６年(２０２４年)４月１日
３歳児	令和４年(２０２２年)４月２日～令和５年(２０２３年)４月１日
４歳児	令和３年(２０２１年)４月２日～令和４年(２０２２年)４月１日
５歳児	令和２年(２０２０年)４月２日～令和３年(２０２１年)４月１日

１．入所申込書受付期間

各月の入所申込書受付期間は下記のとおりです。

●受付時間●　月曜日から金曜日/８時３０分から１７時
土日・祝日・１２月２９日から１月３日を除く

入所希望月	●受付開始日●	●受付締切日●	●有効期間●
令和８年 ４月	※要予約※ 令和７年１１月４日（火）	※要予約※ 令和７年１１月１７日（月）	町外からの申込み者はP１６を参照ください
令和８年 ５月	令和８年　３月２日（月）	令和８年　３月３１日（火）	
令和８年 ６月	令和８年　４月１日（水）	令和８年　４月３０日（木）	
令和８年 ７月	令和８年　５月１日（金）	令和８年　６月　１日（月）	
令和８年 ８月	令和８年　６月２日（火）	令和８年　６月３０日（火）	
令和８年 ９月	令和８年　７月１日（水）	令和８年　７月３１日（金）	
令和８年１０月	令和８年　８月３日（月）	令和８年　８月３１日（月）	令和９年３月入所審査まで
令和８年１１月	令和８年　９月１日（火）	令和８年　９月３０日（水）	
令和８年１２月	令和８年１０月１日（木）	令和８年１１月　２日（月）	
令和９年 １月	令和８年１１月４日（水）	令和８年１１月３０日（月）	
令和９年 ２月	令和８年１２月１日（火）	令和９年　１月　４日（月）	
令和９年 ３月	令和９年　１月５日（火）	令和９年　２月　１日（月）	

令和8年4月における同時申込みについて

令和8年4月	＋	令和8年1月入所
		令和8年2月入所
		令和8年3月入所

令和８年４月入所申込みをする場合、左記表の期間については令和７年度分と**同時申込みが可能**となります。

注意事項
必ず全ての書類を人数分・申込み月数分ご用意ください。
不足があった場合は、令和７年度申請分において、不足書類として減点となります。
（令和８年度の書式をコピーし、令和７年度分として提出可）

※提出前に、全ての書類が揃っていることを提出書類チェック票にてご確認ください

※注意事項　育児休業を取得中（取得予定）の方

令和７年４月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際の必要書類が変わり、保育所等の利用申込書の写しが必要となりました。提出後に申込内容を変更した場合も写しが必要となります。

寒川町では提出された書類についてお返しできませんので、提出前に必ず写しを取ることをお勧めいたします。

２．保育所ってどんなところ？

保護者が働いている、あるいは疾病・傷病などの理由により、**家庭で保育することができない場合に保護者に代わって児童の保育を行う施設**です。保護者のいずれもが「保育を必要とする要件」に該当し、児童の保育をすることができないと認められた場合に限り、保育所等を利用することができます。（※「保育を必要とする要件」がなくなった場合は、退所となります。）

保育を行う施設には様々な種類がありますが、寒川町には『認可保育所』『認定こども園』『小規模保育事業』『家庭的保育事業』があります。

保育所と幼稚園のちがい

保育所とは・・・保護者を主体としており、保護者が就労などの理由で児童の保育ができない場合に保育を代わりに行う場所となっています。そのため、保護者が児童の保育をできる状況になった場合には退所となります。

幼稚園とは・・・子どもを主体としており、児童が教育を受けたり、集団生活に慣れることを目的とした場所となっています。

認定こども園はどんなところ？

認定こども園とは・・・幼稚園と保育所の両方の機能や特徴を併せ持つ『教育・保育』を一体的に行う施設です。つまり「就労などにより保育所に入所する必要があるけれども、教育も受けさせたい。」といった要望をかなえられる施設になります。

利用料については、保育所部（０歳児から２歳児）のみ保護者等の市町村民税を基本に算定します。

※認定こども園の種類には「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」が存在します。

家庭的保育事業・小規模保育事業とは？

家庭的保育事業とは・・・０歳児から２歳児までを対象に、居宅等で少人数の異年齢保育を行うものです。定員が５人以下と子どもの数が少ないため、個々の発達状況や興味・関心、体質・体調など、きめ細やかに対応できるのが特徴です。

小規模保育事業とは・・・０歳児から２歳児までを対象に、定員６人以上１９人以下の少人数で保育を行うものです。ひとりの保育者が担当する子どもの数が少ないため、子どもの発達に応じて手厚く保育を行うことができます。

利用の手続き方法については「５．申込みから入所までの流れ（Ｐ１０）」をご覧ください。

3．寒川町保育所等・幼稚園マップ

保育園　認定こども園　小規模・家庭的　幼稚園

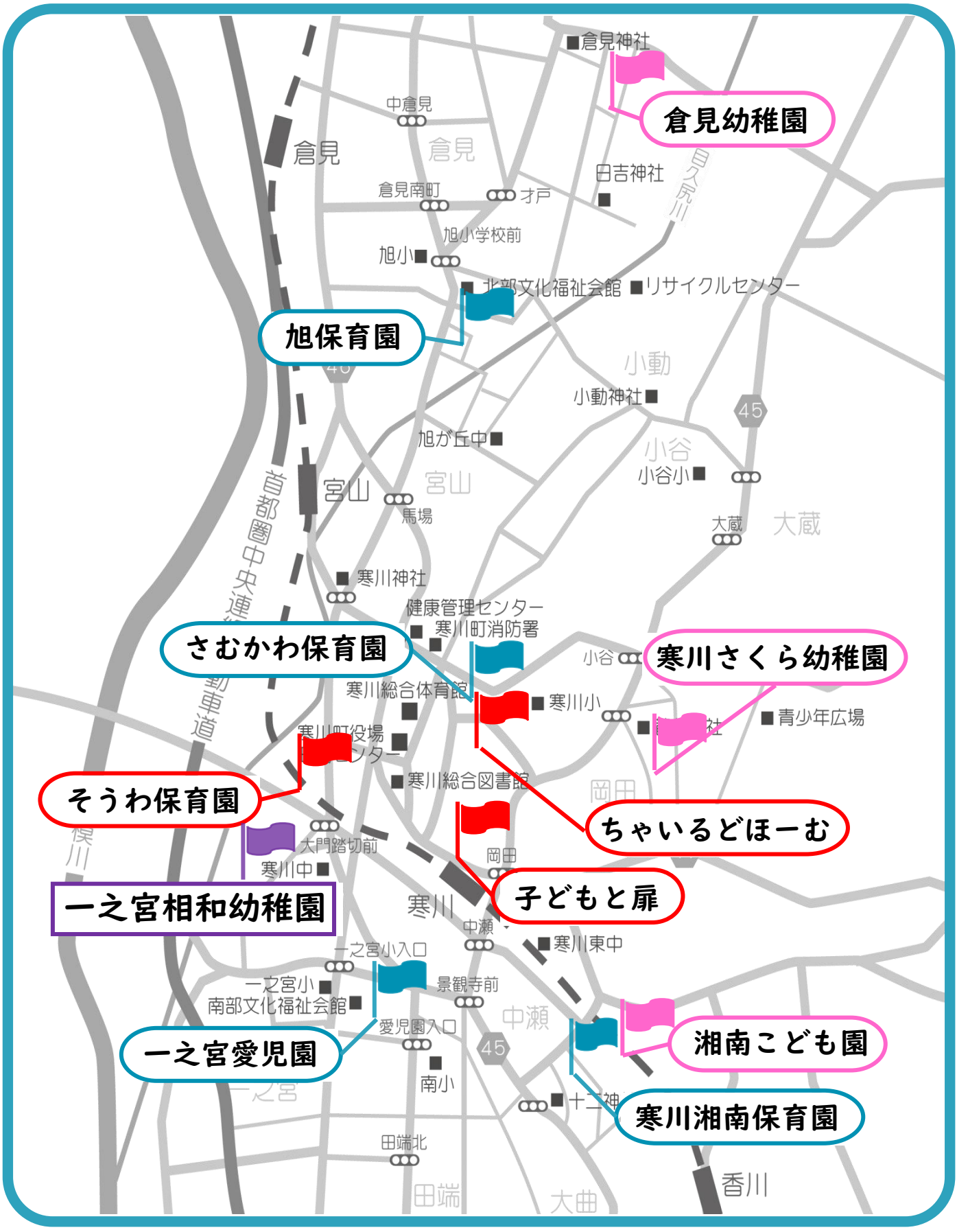

認可保育所

開所時間	７時００分～１９時００分
標準時間	７時００分～１８時００分
短時間	８時００分～１６時００分

対象年齢
生後満６カ月から小学校就学前までの児童 ※生まれた日の前日を満〇カ月と数えます。 （例）R7.10.2生 → R8.4.1で満６カ月

延長料金（認定時間以外の開所時間でのお預かり料金）は施設ごとに異なります。
各自、希望施設にお問い合わせください。**※延長料金は、保育所等に直接支払います。**

◎開　所　曜　日◎

保育所は月曜日から**土曜日**まで開所しています。

※ただし、土曜日の利用については入所後に各保育所等で別途手続きが必要です。
※土曜日の開所時間が異なる施設がございますので、ご確認ください。

◎閉　所　日◎

＊　日曜日

＊　国民の祝日

＊　年末年始
［１２月２９日から翌年１月３日まで］

さむかわ保育園

住所	宮山９３５
電話	７５－０１３４
定員	１８０名

さむかわ保育園



旭保育園

住所	宮山２１９４
電話	７５－０７７３
定員	１８０名

旭保育園



一之宮愛児園

住所	一之宮８－３－１
電話	７５－０７２９
定員	１８０名

一之宮愛児園



寒川湘南保育園

住所	大曲１－１０－７
電話	７５－９１００
定員	９０名

寒川湘南保育園



認定こども園

保育料以外の料金等が必要となりますので、希望する施設に直接ご確認のうえお申込みください。

認定こども園（幼保連携型）

湘南こども園

湘南こども園

住所	大曲１－１－６
電話	８４－９２２９
定員	５０名



開所時間	７時００分～１９時００分
標準時間	７時００分～１８時００分
短時間	８時００分～１６時００分
対象年齢	生後満６カ月から 小学校就学前までの児童 ※生まれた日の前日を満〇カ月と数えます （例）R7.１０.２生 → R8.４.１で満６カ月

認定こども園（幼保連携型）

寒川さくら幼稚園

寒川さくら幼稚園

住所	岡田４－２０－３５
電話	７５－０７２８
定員	１００名



開所時間	７時３０分～１８時３０分
標準時間	７時３０分～１８時３０分
短時間	８時００分～１６時００分
対象年齢	生後満６カ月から 小学校就学前までの児童 ※生まれた日の前日を満〇カ月と数えます。 （例）R7.１０.２生 → R8.４.１で満６カ月

認定こども園（幼稚園型）

倉見幼稚園

倉見幼稚園

住所	倉見２２９９
電話	７５－６６８９
定員	２８名



開所時間	８時００分～１８時００分
標準時間	８時００分～１８時００分
短時間	８時００分～１６時００分
対象年齢	１歳児から 小学校就学前までの児童
注意事項	**土曜日は閉所** **お盆休みあり**

小規模保育事業

そうわ保育園

そうわ保育園

住所	一之宮４－５－１０
電話	７５－００６６
定員	１９名



開所時間	７時３０分～１９時００分
標準時間	７時３０分～１８時３０分
短時間	８時００分～１６時００分
対象年齢	生後満６カ月から ３歳の誕生日を迎えた年の 年度末までの児童 ※生まれた日の前日を満〇カ月と数えます。 （例）R7.10.2生 → R8.4.1で満６カ月
連携施設	一之宮相和幼稚園

ちゃいるどほーむ

ちゃいるどほーむ

住所	岡田２－２２－１６ ルヴァンベールⅡ １Ｆ
電話	８１－５４１３
定員	１９名



開所時間 (土曜日)	７時００分～１９時００分 (８時００分～１６時００分)
標準時間	７時００分～１８時００分
短時間	８時００分～１６時００分
対象年齢	生後満６カ月から ３歳の誕生日を迎えた年の 年度末までの児童 ※生まれた日の前日を満〇カ月と数えます。 （例）R7.10.2生 → R8.4.1で満６カ月
連携施設	旭保育園もしくは一之宮愛児園 ※連携施設の受入れ人数は年度により異なります

家庭的保育事業・小規模保育事業の連携について

２歳児クラス終了後は各施設が契約している連携施設に入所することになりますが、連携施設以外を希望する場合は**必ず翌年度４月入所申込み**をし審査を受ける必要があります。連携施設への入所希望の有無によって審査方法が変わります。

①連携を希望せず申込みをする方は１次審査から対象になります。（調整指数加点に該当します）
②連携施設へ入所するが、連携施設以外の施設を希望する場合は２次審査より転所として対象になります。（調整指数加点には該当しません）
※転所申込みについては『９．申込に必要な書類（P１４）』を参照のうえ、４月２次申込期間内にご提出ください。（令和８年２月２日（月）～令和８年２月１３日（金）必着）

家庭的保育事業

開所時間	８時００分～１８時００分
標準時間	８時００分～１８時００分
短時間	８時００分～１６時００分
対象年齢	生後満６か月から ３歳の誕生日を迎えた年の 年度末までの児童 ※生まれた日の前日を満〇か月と数えます。 (例)R7.10.2生 → R8.4.1で満６か月
連携施設	さむかわ保育園
注意事項	**土曜日は閉所** **見学必須**

見学必須

子どもと扉

保育スペース
子どもと扉

住所	岡田１－２－８ ウスイグリーンビル４０２
電話	９５－７１１３
定員	５名



保育スペース『子どもと扉』は申込み前に**『施設見学』が必須となっています。**
申込みの際に、施設見学後に施設から渡される**「見学証」の提出が必要です。**
提出がない場合は「希望する保育所」とされていても審査対象外となりますので、必ず、見学および見学証の提出をお願いします。
見学のお申込みは、施設に直接お問い合わせください。

寒川町内には認可外保育施設はありません。（令和７年９月２９日現在）

『ここｄｅサーチ』から近隣市町村の
施設を検索できますので、ご活用ください。

［ここｄｅサーチ］

町外の保育所等について、「開所時間」「標準時間」「短時間」の時間設定が異なりますので、直接お問い合わせのうえ、ご確認ください。

4．給付認定について

給付認定とは

給付認定とは、保育を利用するために必要な手続きで、保育の要件の有無等を町が判断し認定をします。給付認定を受けるためには、保護者が給付認定申請を行う必要があります。

給付認定保護者について

給付認定申請を行い、給付認定を受けることとなった場合、書類『①給付認定申請書』の「②申請者（給付認定保護者となる者）」欄に記載のある保護者が**「給付認定保護者」**となります。認定後、申請や届出等の手続きができるのは、**原則、給付認定保護者のみ**となります。また寒川町からの郵送物等の宛先や、利用料の支払義務も給付認定保護者となります。

給付認定保護者を変更する場合には、必ず本人の同意が必要となります。給付認定保護者として申請書に記載する保護者の方を決定する際にはご留意の上、申請してください。

※きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

支給認定について

町が給付認定をすると「支給認定通知書」が発行されます。同様の書類に「支給認定証」がございますが、寒川町では原則発行しておりません。ご希望される場合は、書類『①給付認定申請書』の支給認定証交付希望を選択してください。

●「支給認定通知書」と「支給認定証」の違い●

『支給認定通知書』
保育を必要とする資格を有することや、その区分、有効期限などを記載したもので有効期限の到達時や記載内容に変更があった場合、返却の必要はありません。

『支給認定証』
支給認定通知書と内容は同一となりますが、有効期限の到達時や記載内容に変更があった場合は**返却が必要となります。**保育所を退所するまで大切に保管してください。

認定区分とは

年齢や保育の必要量によって、『認定』区分が変わります。

１号認定	保育の必要性がない満３歳以上の児童 ※幼稚園や認定こども園（幼稚園部に通所する児童）
２号認定	保育の必要性がある満３歳以上の児童
３号認定	保育の必要性がある満３歳未満の児童

→ ２号認定・３号認定は保育の必要量により、それぞれ標準時間認定、短時間認定があります。

保育の必要量とは

●保育標準時間・・・月１２０時間以上の就労等を想定した利用。

保育所等の利用時間は１１時間。
妊娠・出産、災害復旧、虐待やＤＶ等は原則保育標準時間となります。

※７時から１８時の範囲で利用できます。その他の時間は延長料金が発生します。延長保育の利用手続きや料金については、直接施設へお問い合わせください。『寒川さくら幼稚園』『倉見幼稚園』『そうわ保育園』『子どもと扉』は保育標準時間で利用できる時間帯や延長保育の時間帯が異なります。
また、町外施設においても異なる場合がありますので、ご注意ください。

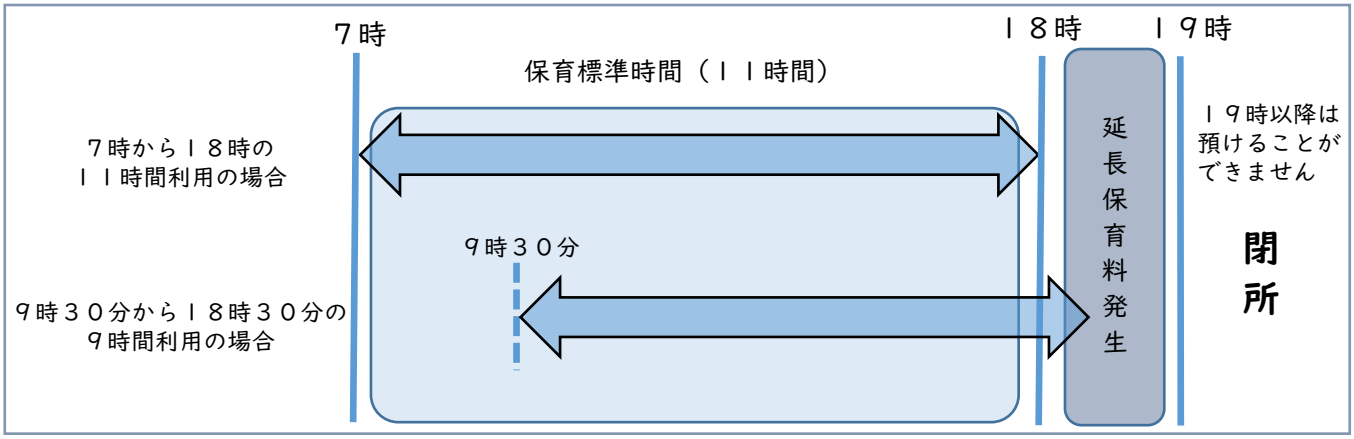

●保育短時間・・・月６４時間以上１２０時間未満の就労等を想定した利用。

保育所等の利用時間は８時間。
求職中や育児休業中、疾病等は原則保育短時間となります。

※就労時間や通勤時間の関係上、恒常的に延長保育料が発生する等の理由により、標準時間利用を希望する場合はご相談ください。
※８時から１６時の範囲で利用できます。その他の時間は延長料金が発生します。延長保育の利用手続きや料金については、直接施設へお問い合わせください。

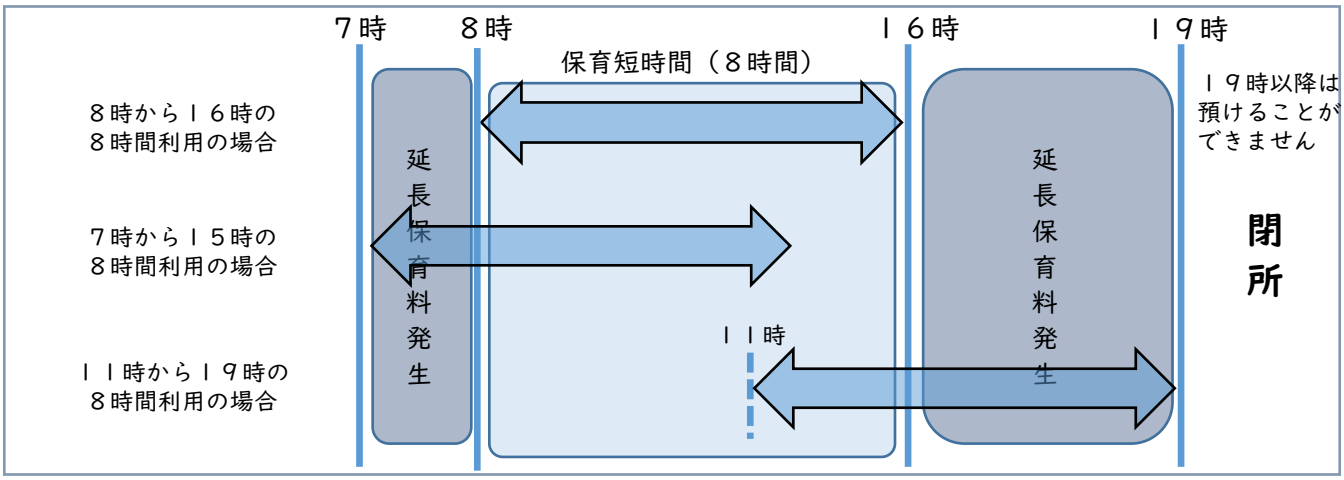

支給認定の変更は、町への申請書提出日以降となります。

5．申込みから入所までの流れ

入所申込・申請書等提出

締切日までに給付認定申請及び入所申込みを行います。

書類『①給付認定申請書』を提出し、
『支給認定通知書』の交付を受けます。

提出先：寒川町役場　保育幼稚園課
締切日：入所希望月の前々月末日まで
（土日祝の場合は直後の平日まで）
例）７月入所希望 → 令和８年６月１日（月）

町外保育所を希望する場合
提出先：寒川町役場　保育幼稚園課
締切日：希望する市町村の締切日の１週間前
※市町村により直接提出できる場合がありますので、ご確認ください。

入所審査会

利用調整を行います

入所希望月の前月１０日頃に、申請者の希望・保育所等の状況により利用調整を行います。

保　　留

「入所保留」を通知します。
申込の最初の審査月のみの発行となります。

審査継続を希望している場合は、年度末迄毎月入所審査を行います。

入所審査の結果、入所が決まった際に『入所承諾』を通知します。

入所承諾

『入所承諾』を通知します。

注　意

入所承諾された後に内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ育児休業の延長および給付金支給対象期間の延長が認められない場合があります。

入所説明会

入所が決定した保育所等にて、入所に関する説明会が開催されます。
保育所等での生活に関する質問は、保育所等にお問い合わせください。

通所開始

入所当初は、**必ず慣らし保育**があります。
期間については、入所児童により異なりますので、保育所等と相談しながら進めてください。
※慣らし保育の省略はできません。

６．入所要件について

保護者等が以下のいずれかの要件を満たしていることが、お申込みおよび入所の条件となります。（必要書類については「９．申込みに必要な書類（Ｐ１４）」をご覧ください。）
※児童と同居の６０歳未満の祖父母についても要件を満たしている必要がありますので、保護者と同様に必要書類を提出してください。

入所後に要件が変わる場合は、原則、再度入所申込みが必要となります。

入所要件	要件の詳細	
就　労 ※育児休業中を含む	入所可能期間	就労している期間
	月６４時間以上の就労をしている場合 **育児休業中の場合は、入所した翌月１日までに復職**し、保護者のいずれもが要件を満たしていること。なお、復職した後の配偶者の育児休業取得は認められません。 ※上記を満たせなかった場合は、原則、退所となります。	
求職活動 ※起業準備含む	入所可能期間	入所日から起算して９０日目が属する月の末日までの期間
	※期間中に月６４時間以上の就労を開始した場合は、就労要件に変更できます。 ※上記を満たせなかった場合は、原則、退所となります。	
妊娠・出産	入所可能期間	**産前休暇開始日が属する月の初日から産後休暇終了日の翌日が属する月の末日まで**
	※切迫早産等により入所可能期間より前に保育の必要性が生じた場合は、診断書の提出が必要です。	
疾病・障がい （原則短時間認定）	入所可能期間	療養の必要がなくなった日が含まれる月の末日まで
	保護者が負傷しているもしくは疾病がある、または、身体・精神等に障がいを有しており保育が困難な場合 ※有効期間内の障害者手帳等や診断書の提出が必要です。 **短時間認定となりますので、標準時間認定が必要な場合はご相談ください。**	
介護・看護 （同居の場合）	入所可能期間	介護・看護の必要がなくなった日が含まれる月の末日まで
	同居している親族に、長期にわたって疾病や身体・精神等に障がいを有している人がいるため、保護者が常時介護・看護を行っている場合 ※長期入院している場合も含まれます。	
災害復旧	入所可能期間	災害による被害の復旧が完了した日が含まれる月の末日まで
	火災・風水害・地震により、家を失ったり破損した等により、保護者が災害復旧にあたる場合	
就　学	入所可能期間	通学期間中
	保護者が就労するために月６４時間以上の就学をしている。 （大学や専門学校、職業訓練校等） ※入所可能期間が終了した翌月から就労を開始する必要があります。	
育児休業	入所可能期間	育児休業の対象となる児童が１歳に到達する前月の末日まで
	育児休取得時に、既に保育施設等を利用している児童がおり、継続利用が必要であると認められる場合	
虐待・ＤＶ	入所可能期間	保育が必要と認められる期間
	虐待やＤＶ（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸﾊﾞｲｵﾚﾝｽ）の可能性があり、家庭で保育が困難な場合	

７．申込みにあたり確認していただきたいこと

- 町外の認可保育所等に通所中で町内保育所等への入所を希望する場合は、転所の申込みが必要となります。（「転所」の扱いとなります。）
- 町内地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育）の在園児童で認可保育所等への入所を希望する場合は、転所の申込みが必要です。（「転所」の扱いとなります。）
  ただし、卒所する場合に連携施設以外を希望する場合は、入所申込みが必要です。
- 各書類の有効期間は、 証明日から概ね２カ月以内となります。

※転所について…他の施設へ転所を希望する場合、必ず希望の施設への入所ができるとは限りません。

※申込みのため、寒川町へ提出した書類は返却及び写しを交付することはできませんので、育児休業取得中・取得予定の方は提出前に必ず写しをとってからご提出ください。

申込み時点で次のような予定がある場合には、必ずお申出ください

たとえば・・・

● 転職を考えている。

→ 申込み時に提出した就労証明書と同等以上の契約時間で就労していただく必要があります。
転職後の契約時間が、申込時に提出した就労証明書の契約時間を満たさない場合には、退所していただく場合があります。

● 妊娠しているまたは妊娠を考えている。

→ 入所日から３カ月間支給認定に変更がなく、育児休業を取得できる場合は継続利用ができます。
入所後３カ月以内に出産要件へ切替えを迎える場合は、出産要件の終了をもって退所となります。
ただし、就労要件で入所した場合は、出産要件の期間終了後に申込時に提出した就労証明書と同等以上の契約時間で復職した場合、継続利用ができます。詳しくはＰ１７「入所時点で妊娠をされている保護者の方へ」を参照ください。

● 離婚予定がある。

→ 認定保護者変更の手続きが必要になる場合があります。
また、審査の内容が変更となる可能性がありますので、状況に応じて書類『⑦ひとり親家庭であることの申立書』を提出してください。ただし、離婚後も同居している場合、別居していても住民票上同住所の場合は、ひとり親として取り扱うことはできません。
※血縁関係者以外の成人は、原則、パートナーと判断します。パートナーがいる場合も、ひとり親として取り扱うことはできません。

● 町外に転出予定がある。

→ 入所ができた場合であっても、継続して通所するためには条件があります。
１．寒川町内で就労している → 継続して通所可能です。
※ただし、転出時点で既に町内での就労時間が６４時間以上を満たしている場合に限ります。
２．寒川町内で就労していない → ３カ月間限定で継続して通所できます。
住民基本台帳上での異動日によって退所となる月が異なりますので、異動日が決まり次第、ご相談ください。また、転出が事前に分かっている場合は他市区町村の保育所申込みを行っておくとスムーズです。
※転出予定があらかじめ分かっている場合、転出先の保育所を申込みした方が良い場合がありますので、ご相談ください。

８．令和8年4月入所申込みについて

入所申込みの方法

例年4月入所申込みは多数の申請を受付しております。
そのため、提出窓口の混雑を避ける目的から４月入所申込みに限り
入所申込み受付のオンライン予約が必要となります。
入所申込み受付は完全予約制となりますので、ご注意ください。
（予約がない場合は申込みを受付できません。）
予約方法は寒川町ホームページからご確認ください。

寒川町ホームページ

令和７年度と令和８年度どちらも申込みをされる方

令和８年４月入所申込みと同時に令和８年１月から３月までの入所申込みを申請することができます。
また、既に令和７年度に申込みしており保留となっている方においても、入所時期により４月入所審査の扱いが変わります。

１月	入所内定	４月審査は行われません。転所希望の方は４月２次審査から対象になります。
	入所辞退	４月１次審査から対象になります。ただし４月入所内定は確約されるものではありません。
２月	入所内定	４月審査は行われません。転所希望の方は４月２次審査から対象になります。
	入所辞退	４月２次審査から対象になります。ただし４月入所内定は確約されるものではありません。
３月	入所内定	４月審査結果が先にお伝えされていますが、３月から入所が可能です。 転所を希望の方は５月審査から対象になります。
	入所辞退	４月内定者は、４月から入所が可能です。 ４月保留者は、４月２次審査から対象になります。ただし４月入所内定は確約されるものではありません。

※既にきょうだい児が育児休業に伴う入所継続制度を利用されている場合は、いずれの月も入所辞退をすることはできません。

家庭的保育事業・小規模保育事業の連携について

２歳児クラス終了後は各施設が契約している連携施設に入所することになりますが、連携施設以外を希望する場合は**必ず翌年度４月入所申込み**をし審査を受ける必要があります。
連携施設への入所希望の有無によって審査方法が変わります。

１．連携を希望せず申込みをする方は、１次審査から対象になります。
(調整指数加点に該当します)
２．連携施設へ入所するが、連携施設以外の施設を希望する場合は、２次審査より転所として対象になります。(調整指数加点には該当しません)

※転所申込みについては『９．申込みに必要な書類（Ｐ１４）』を参照のうえ、４月２次申込期間内にご提出ください。
（令和８年２月２日（月）～令和８年２月１３日（金）必着）

町外にお住いの方のお申込みについて

転入予定のある方は、４月入所においては１次審査から対象となりますので、受付締切日までに寒川町必着となるようにご提出ください。締切日を過ぎた申込みについては、２次審査から対象となります。詳しくは『１０.町外にお住いの方の申込みについて（Ｐ１６）』を参照ください。

９．申込みに必要な書類

書類名称		内　　容
必須 全員提出	令和８年度用提出書類 チェック票	申込みにあたって確認していただく事項をチェックする様式です。
	①給付認定申請書	保育の必要量等の認定に使用します。
	②保育施設等の利用申込書	保育所等の利用希望内容や児童の世帯状況等の確認に使用します。
	③児童状況書 兼健康状況申告書	児童の成長過程やアレルギー等を確認します。
	④保育所等の 入所申込みにあたっての 確認票・誓約書	※全項目**必ずお読みください。** 保育所等入所申込み・入所をするにあたっての確認事項や約束事項が記載されています。１つでもご了承いただけない場合は、入所を承諾できません。

書類名称			内　　容		添付書類
選択 入所要件を証明する書類	就労	⑤就労証明書 **※書類の有効期間は証明日から概ね２カ月以内**	【会社員・公務員・派遣社員・パート等】 就労・復職・産前産後休暇・育児休業の取得状況の確認に使用します。 ※雇用されている場合は勤務先等に作成を依頼してください。		
			【自営業・個人事業主・自営補助】 就労状況の確認に使用します。 **※継続して働いていることがわかる書類（３カ月分）の提出必須（未提出の場合は減点となります。）** **※株式会社、有限会社、合同会社等の法人登記されている場合は添付書類の提出は不要です。**		左表から１点 （３カ月分）
			継続して就労していることが分かる書類(３カ月分)		
			自営中心者	自営協力者	
			☐ 仕入伝票 ☐ 請求書・領収書 ☐ 契約書　　等 ※取引先との関りがあるもの	☐ 給与明細書 ☐ 出勤の記録 ☐ その他 （上記に代わるもの）	
		ﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ表 （※任意書式可）	ダブルワークや自営業もしくは内職等で、就労時間が固定ではない、もしくは分散する場合に上記の書類と併せて提出してください。 ※書式は任意（町保育幼稚園課でもご用意しております。）		
	妊娠・出産	母子健康手帳の写し	出産予定日等の確認に使用しますので、表紙と出産予定日が記載されているページの写しを提出してください。 ※入所後も出産予定がある時は提出が必要です。		
		診断書 もしくは母性健康管理指導事項連絡カード	妊娠・出産を事由とした入院や療養の必要がある場合は提出してください。 ※切迫早産等で原則（３カ月）以上の入所期間を必要とする場合は必須		
	疾病・障がい	各種手帳 もしくは受給者証の写し	障がい内容の確認に使用します。		
		診断書 （３カ月毎の提出必須）	疾病状況等の確認に使用します。 **「保育所等での保育が必要である理由」の記載が必要なほか、標準時間認定が必要な場合はその旨の記載も必要です。**（診断内容のみの診断書は不可）		入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。

<table>
<tr><th colspan="3">書類名称</th><th>内　　容</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td rowspan="5">選択
入所要件を証明する書類</td><td rowspan="2">介護看護</td><td>⑥介護(看護)申立書</td><td>介護が必要な状況の確認に使用します。</td><td rowspan="2">入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。</td></tr>
<tr><td>ﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ表
（※任意書式可）</td><td>介護・看護に携わる時間等の確認に使用します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">就学</td><td>学生証もしくは
入学許可証等の写し</td><td rowspan="2">就学状況の確認に使用します。

講義スケジュールにより認定時間が変わりますので、必ず時間割りや受講時間の分かる書類をご提出ください。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>ﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ表
（※任意書式可）</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td>①給付認定申請書の裏面</td><td>要件に該当する場合は申請書裏面の求職活動者欄にご署名ください。</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>状況を証明する書類</td><td>災害復旧に当たっていること、児童虐待が行われている（行われるおそれがある）またはＤＶによりお子さんの保育を行うことが困難であること等の確認に使用します。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他（※該当する場合のみ提出）</td><td colspan="2">⑦ひとり親家庭であることの申立書</td><td>ひとり親家庭においては、審査での調整指数の加点や保育料等の減免等があります。
提出がない場合は、調整指数の加点はできません。
添付書類未提出の場合も同様です。</td><td>戸籍謄本
他、申立書参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧保育士等就労に関する誓約書
（内定・予定を含む）</td><td>町内認可保育所等での就労状況の確認に使用し、
提出がない場合は、調整指数の加点はできません。
添付書類未提出の場合も同様です。

※本申出により入所が決定した場合、入所審査時の就労状況を維持することが入所継続要件となりますので「町内保育士としての就労を辞める場合」は退所となります。
※派遣の保育士も対象となります。
※幼稚園は対象外です。</td><td>保育士等の資格を証明する書類の写し
（保育士証等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨保育証明書</td><td colspan="2">保育所等への入所案件を満たすため、認可外保育施設等を利用していることの確認に使用します。
提出がない場合は、調整指数の加点はできません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑩転入に関する申立書</td><td>寒川町転入後の住所の確認に使用します。
※入所が決定した場合においても、入所する前月の末日までに寒川町に住所を異動していない場合は入所の決定を取り消します。</td><td>賃貸契約書
売買契約書等の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">課税証明書類
・課税証明書
・マイナポータルから「わたしの情報」を印刷　等</td><td colspan="2">入所審査に使用します。
以下の基準日において寒川町に住民登録が無い場合にご提出ください。
ご提出がなかった場合は同点時に優先度が下がります。

令和８年４月～８月入所審査　→　令和７年１月１日時点
令和８年９月～令和９年３月入所審査　→　令和８年１月１日時点</td></tr>
<tr><td colspan="2">転所希望届</td><td>転所審査に使用します。
添付書類の提出必須
（未提出の場合は減点となります。）</td><td>③児童状況書
兼健康状況申告

入所要件を証明する書類</td></tr>
</table>

上記の必要書類の他、状況によって追加で書類提出のお願いや確認のご連絡をさせていただく場合があります。

１０．町外にお住いの方の申込みについて

申込書類・追加書類は、寒川町の締切日（入所希望月の前々月末日※土日祝日の場合は、直後の平日）に間に合うようにご提出ください。
締切日を過ぎた場合は、次月から審査対象とします。

寒川町に転入予定がある方

■ **申込書類は、寒川町の書式をご提出ください**
転入のお手続きが済んだら、**必ず町保育幼稚園課窓口へお立ち寄りください。**
現在お住いの市区町村を介さず、寒川町へ直接提出する場合があるため、詳しくはお住いの市区町村へご確認ください。

■ **『⑩転入に関する申立書』をご提出ください**
提出がない場合は、審査対象外となります。
賃貸契約の関係等で明確な住所が決まっていない場合は、その理由を「□ 未定」の横にご記入ください。
※同居のため転入する場合、同居予定の祖父母が６０歳未満の場合は入所要件が確認できる書類（「９．申込みに必要な書類（Ｐ１４）」参照）の提出が必要です。提出がない場合は減点となります。

■ **入所決定後、入所する前月の末日までに転入が確認できない場合は入所の決定を取り消しします。**

寒川町に転入予定はないが在勤（在学）要件がある方

■ **申込書類は、寒川町の書式をご提出ください**
町外在住のため**減点をしたうえで審査対象となります。**
※４月入所は２次審査から対象
受付期間：令和８年２月２日（月）～令和８年２月１３日（金）（必着）

■ **町内で月６４時間以上の就労が必要です**
町内での就労時間が上記を満たしていない場合は申込みできません。
※町内在住の方が町外に転出した場合においても、町内で月６４時間以上の就労がない場合は在勤要件なしと判断いたします。

寒川町に転入予定がなく、在勤（在学）要件もない方

■ **申込みは受け付けません。**
ただし、住所を異動できない事情がある場合等はご相談ください。

１１．申請後・承諾決定後の注意事項について

■ 申込みを辞退（取り下げ）したい

入所申込みを取り下げたい場合は、町保育幼稚園課へ町が定める書類を提出してください。

■ 申込みした時と状況が変わった

入所要件に変更があった場合は、必ず町保育幼稚園課へご連絡のうえ、必要書類を提出してください。ご連絡や書類等の提出がない場合は正しい審査を行うことができないため、内定取消もしくは退所となることもあります。

次のような場合、入所承諾後に承諾取消・退所となることがあります

■ 審査の公平性が保てないと判断されるとき

申込みした時と入所承諾後の内容が変わっていることが判明し、入所審査の公平性が保てないと判断できる場合は、入所承諾の取消もしくは退所となる場合があります。

■保育所等が安定した運営を行えないと判断されたとき

保育所等は集団で生活する場ですので、基本的には、個別の対応はできかねます。保育所等への要望の内容が対応しきれないと判断されるときは、退所していただく場合もございますので、ご了承ください。

■お子さまを安全にお預かりすることが難しいと判断されたとき

疾病・服薬・医療行為等の対応が必要な状態の場合もしくは必要な状態になった場合に、保育所等でお子さまをお預かりすることが難しいと判断される場合には入所承諾の取消もしくは退所していただくことがあります。お預かりできるよう努力はいたしますが、他のお子さまの安全も確保する必要があるため、ご理解をお願いいたします。

入所承諾後に辞退し、再度申込みをしたいとき

■ 再度、すべての書類をご提出ください。

町が入所承諾をした時点で、ご提出いただいていた「入所申込書等」は無効となり、継続して審査をすることはできません。**また、４月入所において１次審査で内定を辞退した場合には、２次審査を希望することはできません。**

入所が内定した施設以外への入所を希望する場合は、改めてお申込みください。なお、当該年度の入所を辞退した場合であっても、次年度の入所申込を既に行っている方は、次年度審査においては引続き審査対象となります。

※ご提出いただいている書類の返却やコピーはできませんので、ご了承ください。

※内定辞退した月の**「保留通知」は発行できませんのでご注意ください。**

入所時点で妊娠をされている保護者の方へ（求職活動・就労要件での入所の場合）

入所日※１から３か月間、支給認定の保育の事由に変更※２がなく、かつ就労先にて育児休業を取得できる場合は、出産後も現在通所している施設を継続利用することができます。

入所日から３か月以内に、支給認定の保育の事由が出産要件への切替え※３を迎える場合は、出産要件での支給認定期間終了をもって退所となります。ただし、出産要件での支給認定期間終了後に、入所時と同等以上の契約時間で復職をする場合は継続利用をすることができます。

※１ 認定こども園の幼稚園部から保育所部に所属変更となった児童の入所日については、新２号・新３号認定を有していた場合は、新認定の認定開始日とする。
認可外保育施設等に入所していた児童の入所日については、認可外保育施設等の入所日とする。

※２ 次の理由による保育の事由の変更は除く。
１.求職活動から就労への変更
２.診断書や母性健康管理指導事項連絡カードの提出による出産への変更
３.多胎妊娠による出産への変更

※３ 出産要件への切替えは産前休暇取得の有無に関わらず、産前休暇開始日が属する月の初日となります。

１２．保育料について

保育料は、児童の扶養義務者（父母・同居のパートナー・同居の祖父母）の世帯の市町村民税、児童の年齢および支給認定（標準時間・短時間）によって決まります。（具体的な保育料は『１３．利用者負担金（保育料）について（Ｐ２０）』を参照ください。）

市町村民税の仕組みと保育料および副食費免除に用いる所得割額について

市町村民税所得割額の算定方法

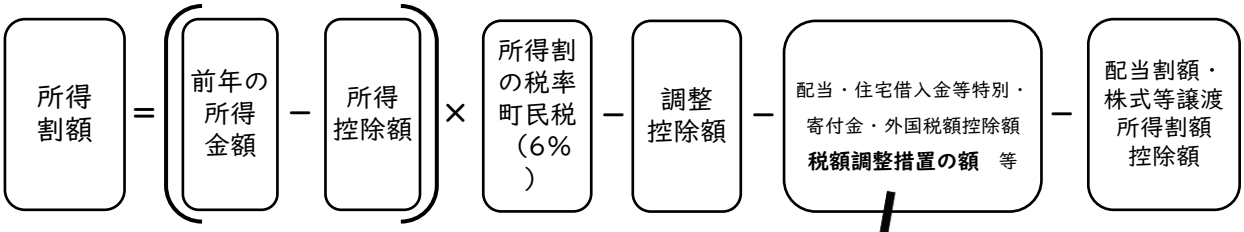

保育料算定に用いる所得割額

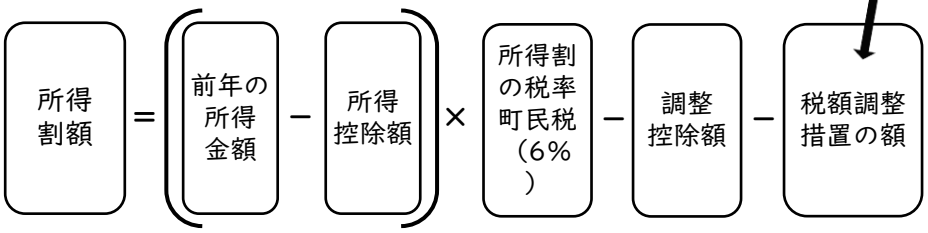

●市町村民税とは●

前年１月１日から１２月３１日までの所得等にかかる税金で、均等に負担する『均等割』と、課税所得に応じて税率を掛けた金額を負担する『所得割』があります。
市町村民税は、その年の１月１日現在に住民登録があった市町村で課税されます。

●保育料は●

毎年９月が保育料の切り替え月となっております。
保育料の算定に用いる市町村民税の該当年は以下のとおりです。

○ 令和８年４月から８月までの保育料 ⇨ 令和６年中の所得等にもとづく市町村民税
○ 令和８年９月から翌年８月の保育料 ⇨ 令和７年中の所得等にもとづく市町村民税

●海外収入がある場合は●

[該当する年度の１月１日時点に国内に住民票が**ある**場合]
【町外在住だった場合】
１．課税証明書
２．海外収入申告書
【町内在住だった場合】
１．海外収入申告書

[該当する年度の１月１日時点に国内に住民票が**ない**場合]
１．海外収入申告書
２．控除対象経費が分かるもの（ex.社会保険料・生命保険料　等）

特別徴収の場合

会社員等で給与等から市町村民税が天引きされている場合。

毎年、５月から６月頃に勤務先経由で交付される『令和〇〇年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』中央部に記載されている金額を確認してください。

税額	町民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	…		

※寒川町の税額通知書の場合（一部抜粋）

『住宅借入金等特別税額控除（町民税のみ）』や『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額を所得割額に加えた額で、保育料をご確認ください。
※各控除の詳細については、特別徴収税額の決定・変更通知書の裏面をご覧ください。
なお、町民税のみの『住宅借入金等特別税額控除』『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額は税額通知書には記載されておりませんので、お手数ですが、町税務収納課（町民税担当）へお問い合わせください。

普通徴収の場合

自営業など個人で住民税を納めている場合。

毎年６月中旬頃に郵送される『令和〇〇年度町民税・県民税・森林環境税 税額決定通知書・納税通知書』２枚目表面の中央部に記載されている金額を確認してください。

税額		町民税	県民税
	総所得		
	…（中略）…		
	税額控除額		
所得割減免額			
所得割額			
均等割減免額			
均等割額			
合計			

※寒川町の税額納税決定通知書の場合（一部抜粋）

『住宅借入金等特別税額控除（町民税のみ）』や『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額を所得割額に加えた額で、保育料をご確認ください。

※町民税のみの『住宅借入金等特別税額控除』『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額は税額通知書には記載されておりませんので、お手数ですが、町税務収納課（町民税担当）へお問い合わせください。

１３．利用者負担金（保育料）について

令和８年度以降は現在未定のため、
令和７年度実績を掲載しています。

階層区分	市町村民税所得割課税額		徴収金基準額（月額・円） 0～2歳児クラス（満3歳に達した以後最初の3月31日まで） 保育標準時間		保育短時間		きょうだいの数え方
A	生活保護世帯世帯		0円		0円		多子世帯 所得割合算額 57,700円未満 / ひとり親世帯 所得割合算額 77,101円未満
B	市町村民税非課税世帯		0円		0円		
C1	均等割額のみの世帯		6,100円	2,550円	5,900円	2,450円	
C2	所得割課税額が右の区分に該当する世帯	24,300円未満	7,700円	3,350円	7,500円	3,250円	同居・別居を問わず生計が同一の子等について、上から順に第１子、第２子、第３子と数えます。
C3		24,300円以上48,600円未満	9,500円	4,250円	9,300円	4,150円	
C4		48,600円以上57,700円未満	13,200円	6,600円	12,900円	6,450円	
		57,700円以上60,700円未満	13,200円	6,600円	12,900円	6,450円	多子世帯 所得割合算額 57,700円以上
C5		60,700円以上72,800円未満	16,100円	8,050円	15,800円	7,900円	
C6		72,800円以上77,101円未満	19,000円	9,000円	18,600円	9,000円	
		77,101円以上84,900円未満	19,000円		18,600円		ひとり親世帯 所得割合算額 77,101円以上
C7		84,900円以上97,000円未満	22,000円		21,600円		
C8		97,000円以上115,000円未満	27,200円		26,700円		
C9		115,000円以上133,000円未満	31,000円		30,400円		保育所等※を利用している子等について、上から順に第１子、第２子、第３子と数えます。
C10		133,000円以上151,000円未満	34,800円		34,200円		
C11		151,000円以上169,000円未満	38,600円		37,900円		
C12		169,000円以上213,000円未満	44,800円		44,000円		
C13		213,000円以上257,000円未満	49,200円		48,300円		
C14		257,000円以上301,000円未満	53,600円		52,600円		
C15		301,000円以上349,000円未満	56,400円		55,400円		
C16		349,000円以上397,000円未満	59,200円		58,100円		
C17		397,000円以上445,000円未満	63,600円		62,500円		
C18		445,000円以上	66,400円		65,200円		

■　教育・保育無償化の対象となるのは満３歳になった後に迎える４月（３歳児クラス）からとなります。

■　保育料は毎年９月に切り替わります。

※８月までは前年度分（前々年の１日から１２月３１日までの収入に対する税額）、９月以降は当該年度分（前年の１月１日から１２月３１日までの収入に対する税額）の市町村民税をもって保育料を決定します。

■　税制改正による都道府県から指定都市への税源移譲により、政令指定都市にて課税されている場合の所得割額は政令都市以外での課税額に再計算のうえで算定されます。

きょうだいの考え方と保育料

■　世帯年収が３６０万円未満相当（多子世帯所得割合算額57,700円未満、ひとり親世帯等所得割合算額77,101円未満）の世帯は、同居・別居を問わず生計が同一の子どもや孫等について、最年長の子どもから順に第１子、第２子、第３子と数えます。多子世帯の第２子は表の金額（赤太枠を除く）の半額、第３子以降については、０円となります。
ひとり親世帯の第１子は**赤太枠内**の金額となり、第２子以降は０円となります。

世帯年収が３６０万円以上相当（多子世帯所得割合算額57,700円以上、ひとり親世帯等所得割合算額77,101円以上）の世帯は、**保育所等※**の利用をしている最年長の子どもから順に第１子、第２子、第３子と数えます。第２子は表の金額（赤太枠を除く）の半額、第３子以降については０円になります。

※保育所等 認可保育所、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園、特別支援学校（幼稚部）、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

●祖父母等との同居・別居の考え方について●

同　居

1．同じ家屋に住んでいる場合で、**公共料金の支払いが同じ**場合
2．ひとり親等で貸家在住の場合、**祖父母等の名義**かつ**家賃が発生していない**場合
3．ひとり親等で貸家在住の場合、**保護者以外の名義**で賃貸借契約をしていて、保護者自身が家賃を払っていない場合（保護者が家賃を支払っている証明ができれば別居と判断）

別　居

1．二世帯住宅で玄関・水回りが異なり、かつ公共料金の支払いが別の場合
2．同じ敷地内であっても建造物が異なり、かつ公共料金の支払いが別の場合
3．祖父母等名義の貸家在住であっても賃貸契約の上で家賃が発生しており、保護者が支払いを行っている場合

●保育料の考え方について●

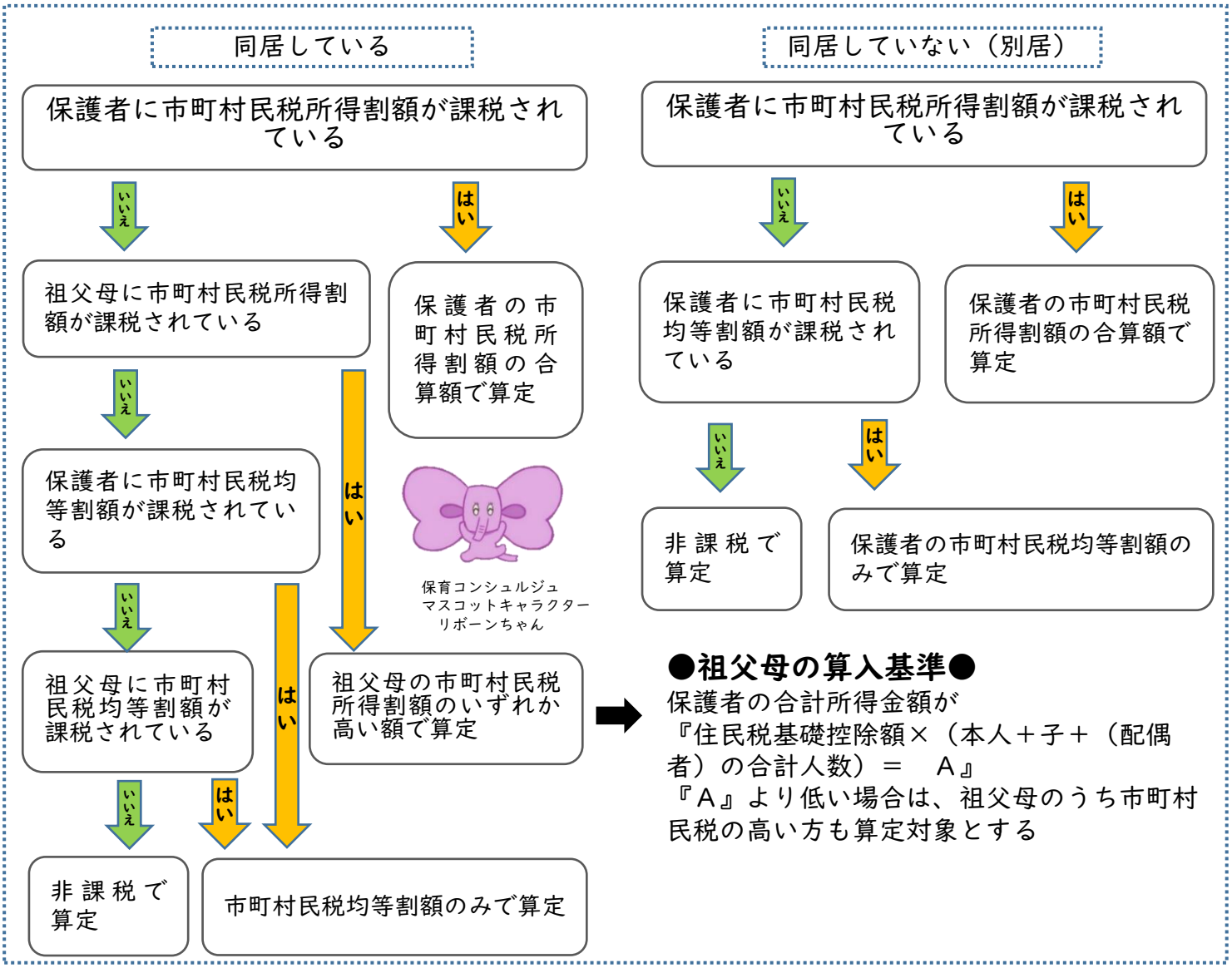

●祖父母の算入基準●

保護者の合計所得金額が
『住民税基礎控除額×（本人＋子＋（配偶者）の合計人数）＝　A』
『A』より低い場合は、祖父母のうち市町村民税の高い方も算定対象とする

１４．保育料の支払い方法について

入所した保育所等によって、支払先・支払方法が異なります。

認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業

各保育所等に支払います。
※認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業は各施設と保護者の直接契約であるため、各施設が定める方法により保育料を徴収します。
詳しい支払方法は、各施設にご確認ください。
ただし、保育料は寒川町が決定します。

町内では以下の施設になります。
【認定こども園】
・湘南こども園　・寒川さくら幼稚園
・倉見幼稚園
【小規模保育事業】
・そうわ保育園　・ちゃいるどほーむ
【家庭的保育事業】
・子どもと扉

認可保育施設

寒川町に支払います。
支払方法は以下の２通りから選べます。
※町外公立保育所は所管する市町村が保育料を徴収します。
ただし、保育料は寒川町が決定します。

町内では以下の施設になります。
【認可保育施設】
・さむかわ保育園　・旭保育園
・一之宮愛児園　・寒川湘南保育園

１.口座振替払い

ご指定の金融機関より、当該月の末日（休日の場合は、その次の平日）に引き落としを行います。残高不足等により引き落としができなかった場合は、翌月１０日頃に納付書を郵送します。

口座振替を推奨しています。
ぜひご利用ください。

口座振替のできる金融機関			
銀　行	横浜銀行	スルガ銀行	みずほ銀行
	りそな銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
	静岡中央銀行	神奈川銀行	ゆうちょ銀行
信用金庫	湘南信用金庫	平塚信用金庫	
その他	さがみ農業協同組合	中央労働金庫	郵便局

※申込み方法・・・町役場や保育所、各金融機関にある「寒川町歳入金口座振替依頼書」に記入・押印のうえ、上記金融機関又は町役場へご提出ください。
ゆうちょ銀行をご希望の場合は、ゆうちょ銀行または郵便局へご提出ください。

２.納付書払い

納付書を毎月１０日頃に送付します。
下記、コンビニエンスストア等でも納付できます。

納付場所				
銀　行	横浜銀行	スルガ銀行	静岡中央銀行	神奈川銀行
信用金庫	湘南信用金庫	平塚信用金庫		
その他	さがみ農業協同組合	中央労働金庫	町役場内指定金融機関派出所	
	関東（１都６県）及び山梨県に所在する、ゆうちょ銀行・郵便局			
	モバイルレジクレジット（専用アプリ「モバイルレジ」による納付方法）			
コンビニエンスストア	セブンイレブン	ファミリーマート	ミニストップ	ローソン
	デイリーヤマザキ	ポプラグループ	ﾆｭｰﾔﾏｻﾞｷﾃﾞｲﾘｰｽﾄｱ	MMK端末設置店

納入期限は、当該月の末日（休日の場合は、その次の平日）です。
遅れないように、お支払いください。

１５．給食費について

給食費のうち『ごはん・パン等』にあたる部分を『主食費』、『おかず・牛乳・おやつ等』にあたる部分を『副食費』と言います。

３歳児以上の児童については通所する保育所等に直接お支払いいただきます。
（３歳児未満の児童については保育料に給食費が含まれているため、別途お支払いの必要はありません。）

食材の購入等の計画に影響するため、お休み等された場合であっても全額お支払いしていただきますが、入院など長期間お休みする場合は各保育所等にお問合せください。

給食費が幼児教育・保育無償化の対象とならない理由は・・・

１．在宅で保育をする場合においても生じる費用である
２．授業料が無償化されている義務教育の学校給食においても自己負担となっている
３．その他の社会保障分野（介護等）においても、食事は自己負担となっている・・・等々。

■金額・支払い期日■

主食費＋副食費の金額は各保育所ごとで異なります。
同様に徴収方法も異なりますので、直接各保育所等へお問い合わせください。

１６．副食費の免除について

下記の条件に当てはまる児童については、副食費は徴収免除となります。

副食費免除対象児童

0歳児から2歳児は完全給食のため対象外となり、３歳児以上が免除対象となります。

１．世帯年収３６０万円未満相当の児童

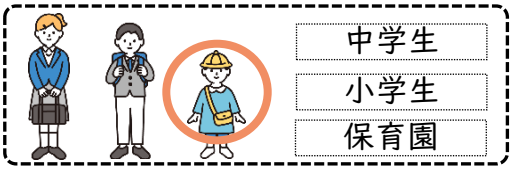

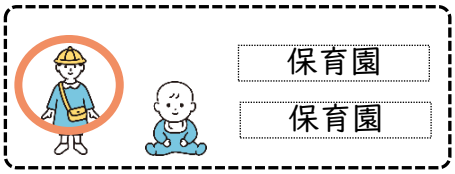

２．１を除いた未就学児童のうち１番年長児から数えて第３子以降の児童

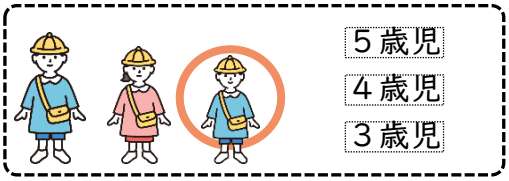

収入に関わらず施設等を利用している児童の最年長児から数えて第３子は免除対象。ただし、第１子が小学生になると対象外。

副食費免除対象外の児童

１．世帯年収３６０万円以上相当の児童

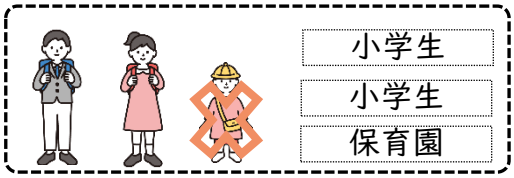

全体としては第３子だが、未就学児童としては第１子となるため対象外。

副食費の徴収免除対象者には、個別に通知します。

１７．よくある質問

入所申込みに関して

Q１．求職中でも入所申込みはできますか？

申込みできます。（月64時間未満の就労をしている方も同様の扱いとなります）
入所日から起算して90日目が属する月の末日までの期間に、月64時間以上の就労（寒川町子ども・子育て支援法施行細則第2条の規定による）を開始し、就労証明書を提出する必要があります。期間内に就労を開始できなかった場合は、原則、退所となります。（書類『求職活動記録表』は就労を開始するまでは記入を忘れないようにしてください。
また、入所後に就労時間が月64時間以上となることが予め決まっている場合は、その旨が記載された就労証明書をご提出ください。

支給認定の変更は、町保育幼稚園課へ申請書および就労証明書を提出した日以降となります。

Q２．入所希望保育所を変える（順番・増減）ことはできますか？

できます。
『保育所等変更届』を町保育幼稚園課に提出してください。
申込提出期間（「１．入所申込書受付期間（P１）」参照）内であれば翌月１日入所の審査会より反映できます。**（電子申請可能です）**

申請ページ

Q３．就労要件で入所を希望します。育児短時間勤務（もしくは部分休業等）を利用するか悩んでいます。保育施設等の利用申込書にはどのように記載すれば良いですか？

育児短時間勤務を取得する場合でも、雇用契約上の契約時間にて審査しますが、入所後に雇用契約を変更し、雇用契約上の契約時間が変更となる予定がある場合、書類『②保育施設等の利用申込書』の「入所後の就労時間の変更希望」の欄に、希望する日数・時間をご記載ください。
育児短時間勤務の取得にあたり、雇用形態・契約が変更となり、**契約時間が変わる可能性がある方は必ず事前にお申出ください。**

入所後、雇用契約上の契約時間が申請時より減っている場合、判明した月の月末をもって退所していただく可能性があります。（子ども・子育て支援法第24条第１項第3号・同法第3条第１項の規定による）

Q４．保留通知が発布されない月の入所審査結果が必要なのですが、証明書等はでますか？

入所申込をした月以降で、入所審査結果を請求した日より過去6カ月分までの入所審査結果を記載した書類を作成することが可能です。
必要となる可能性がある場合はその都度ご申請ください。
（電子申請可能です）

申請ページ

Ｑ５．入所ができたかどうかは、どのようにして分かりますか？

封書で結果を送付しており、保留の場合は入所申込みを受けた初月のみ保留通知を送付します。
ただし、入所が内定した児童については、入所前説明会（各入所内定施設にて実施）の日程によって、先に電話にてお知らせする場合もあります。

Ｑ６．保留通知が欲しいです。（保留になることを希望しています。）

保留通知は入所審査を行った結果として発行しております。入所審査は保育の必要性がある方を対象に公平な審査を行っておりますので、保留の希望等を反映して審査をすることはできませんのでご了承ください。
なお、書類『②保育施設等の利用申込書』内の入所意思確認欄にて「入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択すると、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業および給付金支給対象期間の延長が認められない場合があります。

Ｑ７．認可外保育施設や幼稚園等に預けて就労を開始しました。

認可外保育施設等に預けて就労を開始した場合は、就労証明書と併せて書類『⑨保育証明書』の提出をすることで、調整指数により加算いたします。
また、令和元年１０月から始まった幼児教育・保育無償化により、施設や児童の年齢および世帯収入によっては保育料の一部が補助される可能性があります。申請がない場合は対象となりませんので、該当するかご不明な場合はお問い合わせください。

Ｑ８．過去の保育料に滞納があります。入所に何か影響はありますか？

過去の保育料等の滞納については確認し、選考基準において減点としています。
お支払いにお困りの際はご相談ください。

Ｑ９．離婚しています。（もしくは未婚です。）

書類『⑦ひとり親家庭であることの申立書』および各種必要書類の提出をお願いします。提出がない場合は「ひとり親」として判断することはできません。
また、上記書類等が提出された場合においても、元配偶者と同住所であるもしくは同住所に成人が居る場合は、「ひとり親」と判断しない場合もありますので、ご了承ください。

●ひとり親の判断について●

１．未婚、離婚している、もしくは別居して離婚調停中等（※第三者による証明必須）
ただし、以下については「ひとり親」として判断できません。
☐ 離婚後も同居を継続している場合
☐ パートナー（血縁関係者以外の成人は、原則、パートナーと判断する。）がいる場合
※住民基本台帳上の住所が同じ場合は『同居』と判断します。また、住民基本台帳上の住所が異なる場合でも、実態が同居の場合または、パートナーの存在が確認できた場合は「ひとり親」と判断しない場合もありますので、ご了承ください。

２．ＤＶ等により避難している
☐ 要保護者であることを証明する書類等、原則は必須。その他、応相談。

Ｑ１０．きょうだいを同時に申込みます。入所時期や入所希望園の考え方がよく分かりません。

書類『②保育施設等の利用申込書』にて、きょうだいの入所に関し**「入所時期」と「入所希望園」**について保護者の希望を確認しております。

入所年齢等の制限がない限り、**きょうだいの入所について『同じ時期』『同じ保育所』に入所ができるよう配慮した上で審査をしておりますが**、希望する施設や学年齢により入所できる施設が異なるため、保護者が下記①から④のどこまで希望をするかを確認いたします。

選択した内容以外での審査はできませんので、状況や考え方に変更があった場合は、『保育所等変更届』の提出をお願いします。

① 同じ入所時期・同じ保育所
② 同じ入所時期・別々の保育所
③ 別々の入所時期・同じ保育所
④ 別々の入所時期・別々の保育所

①「**同じ時期・同じ園のみ**入所を希望する」を選択した場合

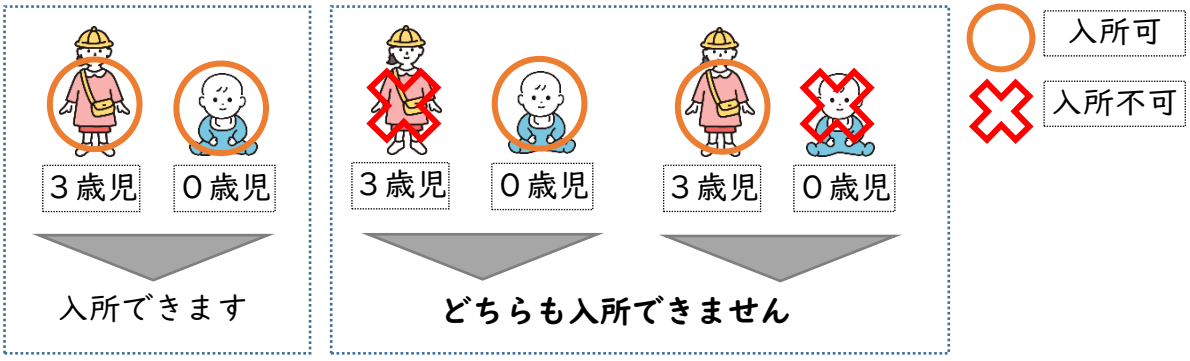

②「**別々の園**でも良いが、**同じ時期**でないと入所しない」を選択した場合

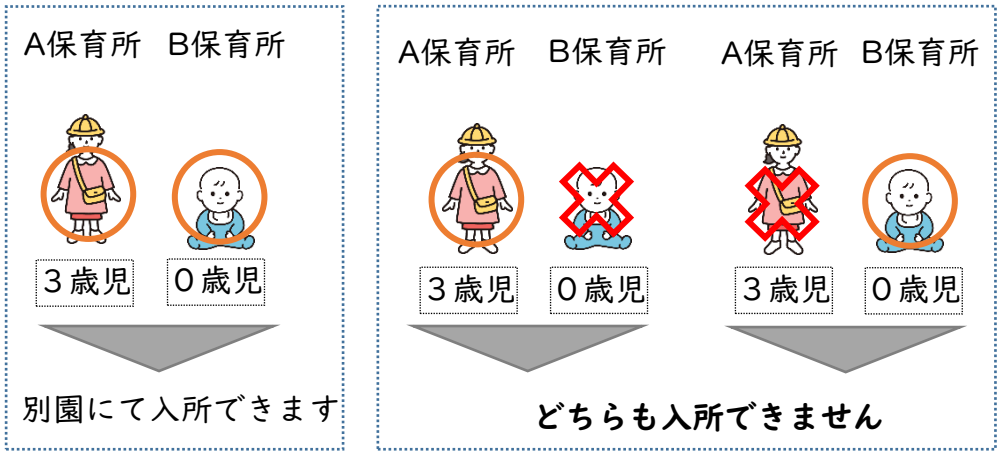

③「別時期でも良いので同じ園のみ入所を希望する」を選択した場合

● 先に入所させたい児童名[　**３歳児**　]



入所できます

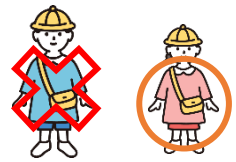

３歳児のみ入所できます

※３歳児入所以降は入所した保育所のみが４歳児の審査対象施設となります。



どちらも入所できません

④「別時期でも別々の園でも入所する」を選択した場合



３歳児はＡ保育所
０歳児はＢ保育所
に同じ月に入所できます



３歳児のみ入所できます



０歳児のみ入所できます

希望する保育所に１人でも入所が可能な場合は、その児童のみ入所となりますが、『先に入所させたい児童』に指定がある場合、指定された児童が入所できない場合はどちらも入所することができません。

『別時期でも良いので同じ園のみ入所を希望する』と異なる点は、どちらかが入所した後も審査対象施設が１箇所（きょうだいが入所した保育所）に絞られない点です。きょうだいが入所した保育所のみを希望する場合は『変更届』の提出が必要です。

☐ 別時期でも良いので同じ園のみ入所を希望する
☐ 別時期でも別々の園でも入所する

を選択した場合、入所が決定していない児童がいる場合でも、
入所が決定した児童の要件を満たす必要があります。

例えば・・・

■ 求職中の場合：入所日から起算して**９０日が属する月の末日まで**に就労を開始する
■ 復職する場合：入所後**１ヵ月以内**に復職し、保護者のいずれもが要件を満たしている

上記を満たせない場合は、退所となります。

入所後について

Ｑ１１．お誕生日を迎えて３歳になりました。保育料は変わりますか？

保育料は令和８年（２０２６年）４月１日時点での年齢で算定するため、お誕生日を迎えて３歳になっても年度内は２歳児として保育料を算定します。

Ｑ１２．保育料が変わるのはいつですか？

毎年**９月**に変わります。ただし、支給認定の変更（標準時間・短時間）があった時や家族構成に変更があった時等は、９月以外にも変わる可能性があります。詳細は『１２．保育料について（Ｐ１８）』をご覧ください。

３歳児については、幼児教育・保育無償化により４月から保育料は『０（ゼロ）円』になります。ただし、「給食費」は別に支払いが必要となります。（『１５．給食費について（Ｐ２３）』を参照ください）

Ｑ１３．慣らし保育とはなんですか？

入所後、児童が保育所生活に慣れるまで、預かり時間を徐々に増やしていく期間の保育のことを言います。児童の状況によって、各保育所等の保育者と相談しながら進めていきますので期間は決まっていませんが、**おおよそ２週間程度**となります。
新しい環境に慣れるための大切な期間なので、**省略することはできません。**

Ｑ１４．入所後に他の保育所に転所を希望することはできますか？

できます。
書類一式を町保育幼稚園課に提出してください。ただし、転所希望先の保育所等に空きがなかったり、他に入所要件が高い児童がいた場合は転所することはできません。
また、転所希望先への転所が内定した場合、現在利用している保育所には他の児童が入所もしくは転所が内定した状態ですので、**現在利用している保育所に戻ることはできません。**
なお、転所により環境が変わりますので、転所先においても慣らし保育はあります。

Ｑ１５．産前休暇に入ります。出産前後に長い時間保育所に預けたいのですが、できますか？

通常時が短時間認定の場合でも、**産前休暇開始日が属する月の初日（多胎児の場合は１４週）から産後休暇終了日の翌日が属する月の末日までの間は標準時間に変更できます。**
なお、産後休暇後に育児休業を取得する場合は、産後休暇終了日の翌日が属する月の翌月１日から短時間認定となります。

Ｑ１６．妊娠しました。なにか手続きする必要はありますか？

安定期に入る頃までに母子健康手帳の写し、産後休暇終了日までに書類『①給付認定申請書（変更）』と『⑤就労証明書』の提出が必要です。提出がない場合は、**産後休暇終了日の翌日が属する月の末日をもって退所となります。**
また、**復職できない場合においても同様に退所となります。**

Ｑ１７．産後休暇後、育児休業を取得しない（取得できない）で復職します。継続して入所することはできますか？

継続して入所できます。
ただし、入所時の契約時間と同等もしくはそれ以上である必要があります。

Ｑ１８．育児休業を取得する場合、既に入所しているきょうだいはいつまで継続して入所できますか？

出生児童が**満１歳となる月の前月末日まで**継続して入所できます。
ただし、**出生児童が満１歳となる月の入所申込をしていただく必要がありますが**、継続して保育所等に入所を希望しているにも関わらず入所できていない場合は、育児休業を延長しながら継続して入所ができます。
しかし、出生児童の保育所申込み時に書類『②保育施設等の利用申込書』の入所意思確認欄にて、「入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は退所となります。

Ｑ１９．育児休業を１年以上取得する予定です。その場合継続入所はできますか？

継続入所は**できません。**
産後休暇が終了した月の末日をもって退所となります。また、書類『⑤就労証明書』において「育児休業取得期間」が出生児童が満１歳となる日以降の場合においても同様です。（※出生児童が満１歳になる月までに出生児童について保育所等への入所を希望しようと考えているが、育児休業の延長が難しい等の理由から念のため最大期間を取得した等の理由がある場合はお申し出ください。ただし、実際に入所申込がなかった場合は、出生児童が満１歳となる月の前月末日にて退所となります。）

Ｑ２０．町内の保育士として働く予定で入所しましたが、他の職種で働くことにしても継続入所はできますか？

継続入所は**できません。**
待機児童対策の一環として、町内の保育士として就労する場合において調整指数にて加点したうえで審査しておりますので、離職は認めておりません。よって、離職が発覚した月の月末で退所していただくことになります。
他の職種にて就労する場合には、再度、保育所入所申込書を提出していただき、入所審査を受けていただくことになります。

Ｑ２１．扶養範囲内での就労に変えたいです。

入所後も入所申請時の点数を維持する必要があります。
月６４時間以上にて入所が決まった方でも、扶養範囲内に抑えるため保育の要件である月６４時間以上の就労を満たせない場合は退所となります。
※近年最低賃金が上昇していることから、保育の要件を満たすためには扶養範囲内の就労時間に抑えることが困難な場合があります。

Ｑ２２．転職を考えています。

会社都合によるものや、さまざまな事情から現在の就労を継続していくことが困難な場合については、退職や転職活動開始等の前に必ず町保育幼稚園課へご相談ください。
事前の相談なしに退職もしくは転職が発覚した場合は、発覚した月の末日をもって退所になる場合があります。（子ども・子育て支援法第２４条第１項第３号および同法施行令第３条の規定による）

Ｑ２３．（町保育幼稚園課に相談後）転職が決まりました。

転職**後**の職場の就労開始日および契約時間等を記入した『⑤就労証明書』を提出してください。
保育所等に継続して入所するには常に要件を満たしている必要があり、寒川町では年２回、要件を満たしているかを確認する『現況届』（Ｑ２４参照）の提出をお願いしています。転職**前**の就労実績を記入した『⑤就労証明書』の提出が必要になる場合もありますので、退職前する前に依頼しておくことをお勧めいたします。
※もらい忘れた等で現況届の際に『⑤就労証明書』を提出することができない等については、原則、要件を満たしていなかったと判断いたします。
要件を満たしていたことを証明できない等の相談は受けかねますのでご了承ください。

Ｑ２４．『現況届』とはなんですか？

保育所等に継続して入所するには、常に入所要件を満たしている必要があるため、寒川町では**春と秋の年２回要件を満たしているかを確認する書類**の提出を依頼しております。（子ども・子育て支援法第１３条第１項、同法第２４条第１項第３号および同法施行令第３条の規定による）
提出がない場合、要件を確認することができないため、原則、退所となります。

Ｑ２５．提出期日までに書類等を提出できません。

提出期日を守れるように、余裕をもってご準備ください。提出期日までに書類等の提出がない場合は、子ども・子育て支援法第２４条第１項第３号の規定により、**原則、退所となります。**

Ｑ２６．保育所について聞きたい。保育コンシェルジュに相談したい

「保育園と幼稚園の違いはなに？」「まずはなにをしたらいいの？」「どうしたら保育園に入れるの？」「保育園に入りたいけど、まずなにから始めたらいいのか分からない」このようなときは、窓口に来庁または電話で相談することができます。お気軽にお問い合わせください。

　また、保育幼稚園課には保育コンシェルジュという保育サービス全般に関する案内ができる職員がいます。お子様の預け先や子育てに関する相談を受けながら、認可保育所のほか、幼稚園や一時預かり事業、ファミリーサポート等、それぞれのご家庭のニーズに合った保育サービスの情報提供を行ないます。

保育コンシェルジュが業務のために席を外す場合がございますので、ご予約いただくことをおすすめしますが、在席している時はご相談いただけます。

詳しくはこちらから

Ｑ２７．保育所等の見学について

一部の施設では見学を必須としています。
見学を希望する場合は、各施設に直接電話連絡をして、日程調整をしてください。なるべく短時間で済むように、事前に各施設のホームページ等を確認し、質問事項をまとめておくとスムーズです。

寒川町保育コンシェルジュ通信「りぼん」Vol.3では、見学時のチェックポイント等も記載しておりますので、ご参考にしてください。

コンシェルジュ通信はこちらから

「よくある質問」はホームページに掲載しております。
最新の内容については右の2次元コードよりご確認ください。

よくある質問はこちらから

１８．入所基準について

下記の基準表を用いて点数を付けて入所審査を行っています。

●入所判定方法●

１．①基本指数と②調整指数の合計を用いて、希望の保育所への申込者の順位付けを行う
２．合計指数が同一の場合は、③優先順に基づき決定する
※転所においても同様に審査します。

●主となる書類が不足している場合●

主となる書類が不足している場合はその状況がないものとして判断する。
例：就労証明書が未提出 ⇨ 求職活動中として判断（１０点）

保 育 所 入 所 選 考 基 準

① 基 本 指 数

分	類	項 目	点数
入所要件	就労 （自営業・自営補助・個人事業主等を含む ※自営補助は、児童から見た父母・祖父母が経営する会社に勤める場合をいう） ※休憩時間含む ※育児のための短時間勤務制度を利用する場合であっても契約時間で配点	月１６０時間以上	２０
		月１４０時間以上	１９
		月１２０時間以上	１８
		月１００時間以上	１７
		月８０時間以上	１６
		月６４時間以上	１５
	求職活動	就職先を探すため保育にあたれない場合	１０
	出 産	祖父母と同居していない	２０
		祖父母と同居している	１９
	疾 病 障がい	１か月以上の入院・常時臥床又は国指定難病	２０
		精神障害者保健福祉手帳１級を所持している	２０
		精神障害者保健福祉手帳２級を所持している	１８
		精神障害者保健福祉手帳３級を所持している	１６
		自立支援受給者証を所持している	１５
		その他、精神性疾患により保育にあたれない場合（診断書提出）	１４
		その他、慢性疾患により保育にあたれない場合（診断書提出）	１６
		身体障害者手帳所持（第１種）、療育手帳 Ａ１・Ａ２	２０
		身体障害者手帳所持（第２種）、 療育手帳 Ｂ１・Ｂ２	１６
	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用	２０～１５
	災 害	災害等の復旧のため保育にあたれない場合	２０
	就学・職業訓練	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用	２０～１５
	その他	証明できる書類がない場合	１０

② 調 整 指 数

分類		項目	点数
加点	保育料A階層	就労等により自立促進が図られると判断される場合	2
	町内の保育所等で保育士として就労（内定・予定含む） ※派遣保育士も対象	月１２０時間以上　⑧保育士等就労に関する証明書提出必須	２０
		月６４時間以上　⑧保育士等就労に関する証明書提出必須	１５
	ひとり親	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯である場合	１５
	入所時点での妊娠による退所	求職活動または就労要件で入所した児童が、出産要件期間終了で退所になり再度町内保育所等への入所を希望する場合。(退所児童・出生児童対象) ※令和7年度に退所となった児童から対象	１０
	管外入所	在勤要件できょうだいが既に町内保育所等に入所している （町内保育所等に入所している児童１人につき）	3
	きょうだいでの申請	きょうだいで同時に申請をする場合（児童１人につき）	１
	きょうだいが既に在園	きょうだいが在園している保育所等のみ加点 ２・３号認定で在園しているきょうだいのみ対象	3
	きょうだい別園での入所	きょうだいが別々の施設に入所している場合に、 同じ施設への転所を希望する場合	4
	児童を預けている	既に認可外保育施設等に有料で児童を預けている (求職活動、育児休業中は除く） ※⑨保育証明書提出必須	１
	施設変更 ※連携先以外の施設を希望の場合は新規申込み	地域型保育事業施設を卒園するにあたり連携先がない場合 （卒園後翌年度４月申込必須かつ当該年度末まで有効）	8
		地域型保育事業施設を卒園するにあたり連携先が幼稚園の場合 （卒園後翌年度４月申込必須かつ当該年度末まで有効）	5
		地域型保育事業施設を卒園するにあたり連携先以外の施設を希望する場合（卒園後翌年度４月申込必須かつ当該年度末まで有効）	１
		廃所が決定した保育所等からの転所を希望する場合 （廃所日３か月前から加点）	5
減点	入所申込受付締切日時点で、町が徴収する保育料の滞納がある世帯		－１０
	６０歳未満の祖父母に保育の必要性を満たさない者がいる（１人につき）		－１０
	町外在住の場合　※ただし以下の場合は除く １．里帰り出産　２．町内保育所等で保育士として就労する場合　３．転入予定がある		－１０
その他	「入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択している ※育児休業に伴う入所継続制度を利用し通所中の児童がいる家庭は選択できません。 選択した場合、通所中の児童は退所となります。		点数なし

③優先順

A.同一指数世帯の優先順位は次のとおりとする。

優先度	要　件	備　考
高		
↑	災害	罹災証明書必須
↑	出産	
	疾病・障がい	
↓	就労	同点の時、「ひとり親」「単身赴任」の順に該当する世帯を優先
↓	看護・介護	
↓	就学	
低	求職等	

B.同一要件による同一指数世帯の優先順位は次のとおりとする。（就労の場合）

優先度	要　件	備　考
高		
↑	就労時間	休憩時間含む
↑	障害者（児）のいる世帯	各種手帳の提出必須
↓	祖父母　同居無	別棟、同敷地内も含む
↓	祖父母　同居有	別棟、同敷地内も含む
低	世帯の所得割金額	保育料の算定方法と同様に算出された所得割額が低い方が優先

samukawa

「高座」のこころ。

寒川町

子ども育成部
保育幼稚園課 保育幼稚園担当
電話：0467-74-1111

寒川町LINE公式アカウント